

川崎市指令環廃 第49号

許可番号 第05710039346号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 川崎市川崎区浅野町1番12号

氏 名 三友環境サービス 株式会社

代表取締役 船木 幸雄 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和7年6月13日

川崎市長

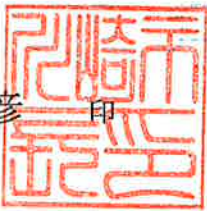
福田 紀彦 印

許可の年月日

令和3年7月1日

許可の有効期限

令和8年6月30日



1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

ア 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

イ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

ウ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

エ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

以上4種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃プラスチック類、エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、

キ 動植物性残渣、ク 金属くず、ケ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、

コ がれき類 以上10種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(4) 制限

ア 積替え又は保管に係る産業廃棄物のうち、汚泥は廃乾電池に限る。

イ 積替え又は保管に係る産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは廃蛍光管に限る。

ウ 積替え又は保管に係る産業廃棄物のうち、金属くずは廃乾電池又は廃蛍光管に限る。

エ 積替え又は保管に使用する保管容器は、廃棄物を満載しても良いものとする。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和3年7月1日 更新許可

令和7年5月22日 代表者変更

5 積替え許可の有無

市名 許可番号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

別記 1

所 在 地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区浅野町35番 245ほか (926.65 m ² のうち25.12 m ² に限る。)	保管面積 1.96m ² 保管上限 0.8m ³ 積み上げることができる高さ 0.89m	汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

五十四